

「軌道運送高度化実施計画」の認定について

1 計画の認定

本市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社は平成28年1月22日付けで地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第9条第1項の規定に基づき「軌道運送高度化実施計画」を申請し、同計画は平成28年9月26日付けで、国土交通大臣に認定された。

この計画の認定により、本市と芳賀町が軌道整備事業者として、宇都宮ライトレール株式会社が軌道運送事業者として、上下分離方式で軌道事業を実施する軌道法第3条の特許を得たとみなされる。

〔経過〕

- 平成28年1月22日 「軌道運送高度化実施計画」の認定申請（国土交通省関東運輸局）
- 3月23日 関係議案（軌道整備，道路認定，道路管理者の意見）の議決
- 5月27日 関東運輸局長から国土交通大臣に申請書の送付
- 6月21日 国土交通大臣が運輸審議会に諮問
- 7月26日 運輸審議会における公聴会の開催（開催地：宇都宮市）
- 9月 8日 運輸審議会から国土交通大臣に答申
(6月～9月 運輸審議会開催回数 7回)
- 9月26日 「軌道運送高度化実施計画」の認定（軌道事業の特許取得）

2 今後の取組

今年度の着工に向けて、引き続き、国や県などの関係機関と協議・調整を行いながら、軌道法に基づく「工事施行認可」や都市計画法に基づく「都市計画事業認可」などの手続を進めていく。

(参考)

